

様式第8号（第4条関係）

（表）

景観形成重点地区における行為の （変更） 届出書 年 月 日 （あて先）山鹿市長 届出者 住所（所在地）熊本県〇〇市〇〇 （事前協議者と届出者は同じ人を記入して下さい）氏名（名称及び代表者氏名） 〇〇 ×× 印 電話番号	
景観法第16条第1項 （第2項） 及び山鹿市景観条例第12条第1項 （第2項） の規定により関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。	
1 景観形成重点地区の名称	豊前街道山鹿地区
2 行為の場所	山鹿市山鹿××
3 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
4 行為の種類	種類又は用途 店舗
	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築、移転 <input type="checkbox"/> 修繕、模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 撤去
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築、移転 <input type="checkbox"/> 修繕、模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 撤去
	広告物 <input checked="" type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 外観の変更
	自動販売機 <input type="checkbox"/> 設置
5 届出内容に係る照会先（施工業者等）	住所（所在地）山鹿市〇〇 氏名（名称及び担当者氏名） 〇〇工務店 担当×× 連絡先（電話番号） (FAX)
6 その他の参考事項	
* 受付欄（この欄には、記入しないこと。）	
※「4行為の種類」欄は事前協議書と同じ内容になるようご注意ください。 ※事前協議の結果、事前協議書の内容から変更があった事項は変更後の内容を記入して下さい。	

(裏)

7 行 為 の 内 容	建 築 物		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
		敷 地 面 積	××m ²	m ²	××m ²	
		建 築 面 積	〇〇m ²	0m ²	〇〇m ²	
		延 べ 面 積	△△m ²	0m ²	△△m ²	
		最 高 の 高 さ	□m	0m	—	
		構 造	木 造 2 階建て			
		仕 上 材 料	屋根 陶器瓦 外壁 しっくい			
	色 彩 (マンセル値) 欄内に入らないときは、 図面に記入	近似値でも可能(色ムラ等があるときは平均値)				
		場 所	色 相	明 度	彩 度	
		屋根及び庇	N	1.5		
外 壁		N	9.0			
建 具		2.5YR	2.0	2.0		
他 の 部 位	10R	2.0	2.0			
	(変更)	m ²				
工 作 物	高さ、長さ、築造面積	高さ 面積	m m ²	長さ	m	
	構 造					
	色彩 (マンセル値)	(変更)	m ²			
広 告 物	表示面積 (合計)	2.1m ²				
	色彩 (マンセル値) 使用色数、割合	使用色数 2色				
		景観形成基準を超える明度等を有するもの				
色 相		明度/彩度	面 積	割 合		
R・Y R 系		3.0/12	0.09m ²	4%		
Y 系		/	m ²	%		
GP・G・BG・B・PB・P・RP系	/	m ²	%			
合 計		m ²	%			
自動販売機	色彩 (マンセル値)					

- 備考 1 「種類又は用途」欄は、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）を、広告物及び自動販売機にあっては種類を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する項目（□）にチェックすること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、また、その他の参考事項があれば記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げ材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 広告物の色彩については、広告表示面積に対するそれぞれの色相の使用割合を記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 不要な文字は、抹消すること。
- 9 この届出書には、事前協議書のほかに行為の種類に応じて別表第8に定める図面（行為の変更の届出にあっては、当該図面のうち必要なもの）を添付すること。